

## 普代村空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、普代村における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、普代村空き家情報バンク制度を活用した空き家の改修及び家財等の残置物撤去に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、普代村補助金交付規則（昭和34年普代村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 空き家

村内に存在し、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物をいう。

(2) 所有者等

当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃借を行うことができる権利を有する者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、普代村空き家情報バンク制度に登録されている空き家とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 空き家の改修（増築、改築、修繕、模様替え、設備工事等をいい、建替えを除く。）

(2) 空き家の環境整備（残置物撤去、清掃、廃棄物処分、庭木の伐採、草刈り等をいう。）

(補助金交付対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象空き家の所有者等

(2) 納期の到来している村税を滞納していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又はこれらの者と密接な関係を有する者であると認めるに足りる相当の理由がある者

- (4) この要綱による補助金の交付を受けていない者
- (5) 前2号に掲げる者のほか、村長が適当でないとする者

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条の各号に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額をそれぞれ上限とする。

補助対象事業	1件あたりの補助上限額
第4条第1号で示す経費	400,000円
第4条2号で示す経費	100,000円

2 補助金の交付は同一物件に対して1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、普代村空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書（様式第1号）及び補助対象事業の区分に応じた次に掲げる関係書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 空き家の改修に係る内容が記載された見積書の写し又は契約書の写し
- (2) 空き家の環境整備に係る内容が記載された見積書の写し
- (3) 空き家の改修前の現況写真
- (4) 空き家の環境整備前の現況写真
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済み証の写し及び図面（補助対象事業について確認が必要な場合に限る。）
- (6) 納期の到来している村税を滞納していないことが分かる証明書
- (7) その他村長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第9条 村長は、第8条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、  
適当と認めたときは、普代村空き家バンク登録促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）に  
より、不適当と認めたときは、その旨を普代村空き家バンク登録促進事業補助金不交付決定通知  
書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるとき  
は、条件を付すことができる。

(変更又は中止の承認)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者が、その内容を変更し、又は中止し  
ようとするときは、普代村空き家バンク登録促進事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4  
号）を速やかに村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるとき  
は普代村空き家バンク登録促進事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により申請者  
に通知するものとする。

(完了実績報告)

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する  
日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助  
対象事業の区分に応じた次に掲げる書類を添付して普代村空き家バンク登録促進事業補助金完了  
実績報告書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の改修に係る内容が記載された請求書（改修工事費以外の経費が含まれる場合には、  
改修工事費が分かるものに限る。）及び領収書の写し
- (2) 空き家の環境整備に係る費用が記載された請求書及び領収書の写し
- (3) 空き家の改修後の現況写真
- (4) 空き家の環境整備後の現況写真
- (5) その他、村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 村長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、当該報告書及びその添付書類を  
審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、普代村空き家バンク登録促進事  
業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに普代村空き家バンク登録促進事業補助金請求書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 村長は、第13条の規定による請求があったときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第15条 申請者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。

（交付決定の取り消し）

第16条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2）補助金の交付条件又は関係法令に違反したとき。

（3）その他、村長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第17条 村長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（書類の保存）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

普代村長 様

申請者

氏名

住所

普代村空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書

普代村空き家バンク登録促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、記載内容が事実と異なることが判明した場合は、申請を取り下げます。

空き家バンク 登録番号	
空き家の所在地	
補助対象事業の区分	1 空き家の改修 2 空き家の環境整備
補助対象経費予定額 (見積金額)	円
補助金交付申請額	円 (1,000円未満は切り捨て)
予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

第 号  
年 月 日

申請者

氏名

住所

普代村空き家バンク登録促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、 年度普代村空き家バンク登録促進事業補助金については、次の通り交付を決定したので、普代村空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

交付決定額 金 円

第 年 月 日  
年 月 日

普代村長

普代村空き家バンク登録促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった普代村空き家バンク登録促進事業補助金について、次の理由により交付しないことと決定したので、通知します。

理由

様式第4号

年 月 日

普代村長 様

申請者

氏名

住所

普代村空き家バンク登録促進事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた事業を次のとおり変更（中止）したいので、申請します。

記

- 1 補助対象事業の区分
- 2 空き家の所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由



第 号  
年 月 日

様

普代村長

普代村空き家バンク登録促進事業補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した補助金について、次のとおり変更（中止）を承認したので、通知します。

記

1 補助対象事業の区分

2 空き家の所在地

3 変更内容

4 交付決定額 変更後 金 円

年 月 日

普代村長 様

申請者

氏名

住所

普代村空き家バンク登録促進事業補助金完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた事業が、次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象事業の区分

2 空き家の所在地

3 完了年月日 年 月 日

4 補助対象経費 円

5 交付決定額 円

第 年 月 日  
号

様

普代村長

普代村空き家バンク登録促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった事業については、次のとおり補助金の交付額を確定したので、通知します。

記

- 1 補助対象事業の区分
- 2 空き家の所在地
- 3 交付決定額 金 円

普代村長 様

申請者

氏名

住所

普代村空き家バンク登録促進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付額の確定通知を受けた事業について、次のとおり補助金を請求します。

記

1 補助対象事業の区分

2 空き家の所在地

3 請求額

金額	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---

振 込 先 金 融 機 関	金融機関	銀行 金庫 農協 漁協					支店・本店
	預金の種類	普通 ・ 当座					
	口座番号						
	(フリガナ) 口座名義人						

※口座名義人は、申請者と同一人物であること。